

エビデンス

(食品原料)

製品名：マリンコンドロイチン®

製品略号：MC

【変形性関節症に関するモニターテスト結果】

一般成人モニターを使った食品原料マリンコンドロイチン（以下「マリンコンドロイチン」と表記）の変形性関節症に関する効果の検証を行った。

【試験機関】：厚生労働省所管 公益法人 天然物医科学研究財団（東京都千代田区）

【摂取期間】：1ヶ月間摂取（2004年12月15日～2005年2月21日）

【飲用方法】：形状「カプセル」1日2カプセル摂取（1カプセル250mg）…マリンコンドロイチン摂取量：500mg/day

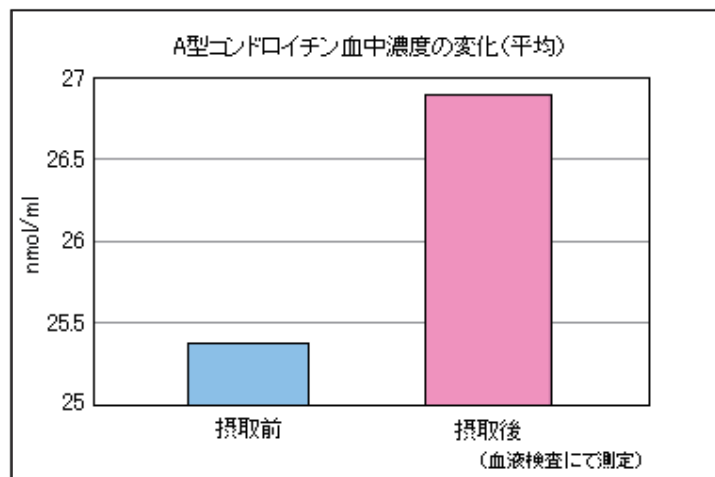
【モニターと試験方法】：

28歳から48歳までの男性3名、48歳から62歳までの女性3名（3名ともに閉経）に朝500mgを1ヶ月間摂取してもらい、摂取前後の問診表、血清コンドロイチン硫酸濃度を測定し判定を行った。

コンドロイチン硫酸濃度に関しては、コンドロイチン硫酸は長い分子なので、コンドロイチナーゼABCという酵素で切断し測定する。 δ DI-6Sは軟骨に特異的な成分であり、血清中にはほとんどが δ DI-0Sと δ DI-4Sの形で存在するので、 δ DI-0Sと δ DI-4Sと δ DI-6Sの合算により血中濃度を判定する。

【試験結果】

マリンコンドロイチン摂取前のA型コンドロイチンの平均血中濃度は25.4nmol/ml、摂取後の平均血中濃度は26.9nmol/mlと上昇した。



【まとめ】

成分であるコンドロイチン硫酸は骨の代謝（形成）に関与し、関節においては円滑化を促し、ヒアルロン酸は関節においては潤滑剤となり、コラーゲンは器官の構造材料となり、アミノ酸は細胞を作る材料となるものである。試験期間が1ヶ月間という短期間にもかかわらず、コンドロイチン濃度が上昇しているため、関節にいたってはスムーズな動きが取り戻せたものと思われた。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣膜抽出物の登録商標です。

この他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。